

（令和8年度版）小園中学校「学校生活の基本」

登校・下校

- ・8時25分に教室で出欠確認を行う。この時間を越えると、遅刻となる。
- ・体育館で朝礼を行う場合は8時15分までに登校し、廊下に整列して体育館に移動する。出欠確認は体育館で受ける。（リモート朝礼が続く場合はこの限りではない）
- ・登下校時には標準服を着用する。部活着での登下校については、部活動の顧問の指示に従う。
- ・自転車通学は禁止とする。（違反をしたときは自転車を学校で預かり、保護者に返却する）
- ・登下校時は、なるべく人通りが多く、歩道のある安全な道を利用する。
- ・登下校中は、食べ物や飲み物などの購入や飲食を禁止とする。
- ・登校時は、北門か南門を利用する。両門ともに8時25分で閉まる。

休み時間

- ・10分の休み時間は次の授業の準備のために活用する。朝学習後の10分間はトイレ・教室移動の生徒以外は教室の外に出ない。
- ・廊下や教室で、走り回る・暴れるなど、他の生徒に迷惑になる行為をしない。
- ・他の教室には入らない。他学年の教室前の通行は、必要最小限にする。

校内

- ・登校後は、先生の許可を得ずに学校の外に出ない。
- ・ビン、缶類の持ち込みは禁止とする。
- ・ペットボトルは水筒代わり（お茶・水・スポーツドリンクは許可する。ジュース類・炭酸飲料系は禁止する）で持ってきてよい。

諸届・連絡

- ・遅刻・欠席をするときは、必ず保護者に電話かミマモルメで連絡をしてもらう。
- ・遅刻して登校した場合は、両門にあるインターホンで学年・組・名前を言ったあと、職員室に行き、遅刻連絡票を書いてもらい、授業担当の先生に提出する。
- ・早退をする場合は必ず先生の早退許可証を得てから下校し、家に着いたら、本人が学校に連絡するか、保護者に連絡してもらう。（電話番号 06-6493-0280）
- ・病気、怪我等で、標準服で学校生活を送ることが出来ない時などは、生徒手帳やミマモルメ等で、保護者が理由を記入し、生徒が先生に提出して許可を得る。

所持品

- ・学校生活に不必要な物（お金、貴重品、遊具、雑誌、マンガ、スマートフォン等）は持ってこない。少額のお金は持ってきてよいが、自分で管理すること。（*不要物を発見した場合、学校で預かり、保護者に返却する。）

職員室・保健室・特別教室・体育館等への入室

- ・職員室・保健室・特別教室・体育館等は、先生の許可なく入室しない。
- ・鍵の借用・返却の場合を除き、職員室への入室は不可とする。先生に用事がある場合は、職員室の入口でかばんをおろしてから用件を言う。
- ・保健室に用事がある場合は、【各教室の授業中】教室（移動教室含める）で保健室入室証を先生に書いてもらい保健室に行く。【休憩時間・体育の授業中】近くの先生に教室で紙を書いてもらうか、職員室で書いてもらい保健室に行く。緊急の場合は直接保健室に行っても良い。（緊急とは、出血時、骨折時など、職員室に行くことが困難な場合）

服装

- ・標準服A（夏などの暑いとき）
ズボン着用時：上は規定の半袖シャツ、下は標準服のズボン、ネクタイなし
スカート着用時：上は規定の半袖シャツまたは規定の半袖ブラウス、下は標準服のジャンパースカート、標準服のポウタイ及びベルトの着用は自由とする。
- ・標準服B（春・秋などの涼しいとき）
ズボン着用時　：上は規定の長袖シャツ、下は標準服のズボン、ネクタイは着用してもしなくてもよい。
スカート着用時：上は規定の長袖シャツと、下は標準服のジャンパースカート、ネクタイは着用してもしなくてもよい。
- ・標準服C（冬などの寒いとき）
ズボン着用時　：上は規定の長袖シャツとブレザー、下は標準服のズボン、ネクタイ着用
スカート着用時：上は規定の長袖シャツとブレザー、下は標準服のジャンパースカート、ネクタイ着用

※標準服A～C共通で、スカートの丈は、膝がかくれる程度を長さの基準とする。また標準服の変形や加工は不可とする。

※ブレザーの前のボタンは留める。ネクタイを着用しない場合は、カッターシャツの第一ボタンをあけても良い。
※年間通して冬服・夏服の着用は、その時の季節に合わせて、家庭や自分で判断する。ただし、入学式・卒業式などの式典時は、冬の標準服を着用し、ネクタイを着用する。標準服を忘れた場合は、再登校をする。
※標準服（ズボン・スカート・シャツ）を忘れた場合は取りに帰る。取りに帰る場合は職員室で外出許可書を書いてもらう。名札・ネクタイ・靴下を忘れた場合は職員室で借りることができる。

肌着(インナーシャツ)

- ・肌着（インナーシャツ）を着用する。色は、華美ではない無地とする。ハイネックは不可とする。
- ・体操服をカッターシャツの下に着用しても良い。

名札

- ・名札は左胸につける。名札の色は学年色を用い、バッジ等は下図参照とする。

ベルト

- ・ズボンをはく場合は、ベルトを着用する。色は黒、紺、茶の単色とする。派手なバックルのベルトは不可とする。

靴下

- ・靴下の色は、華美ではないものとする。ルーズソックスは不可とする。

靴

- ・運動靴を着用する。靴・靴ひもの色は華美ではないものとする。安全面を考慮し、ローカットの運動靴とする。
- ・雨天時、長靴での登下校は許可するが、体育の授業では、必ず運動靴を着用する。

上履き

- ・上履きは学年の指定した色で学校指定のものを履く。（上履きには落書きをしない）

かばん

- ・学校指定のかばんを使用する。
- ・かばんには、適切な大きさの目印となるキーホルダーをつけてもよい。

体操服

- ・体育の時は学校で指定された体操服・ジャージ、ゼッケンを着用する。

防寒着・防寒具

- ・ベスト、セーターはVネックとし、色は白、ベージュ・グレー、黒、紺、茶の無地のもの。学校内では、ブレザーを脱いでセーターやベストの姿で過ごすことができる。ただし、教室外に出る際は、名札を付け替え、カーディガンの前のボタンはとめて着る。ブレザーの袖や裾から、セーターやベストが出ないように着こなす。
- ・手袋、マフラー、ネックウォーマーは通学中に限り許可する。校舎内では外す。
- ・タイツの色は黒・ベージュとする。
- ・通学時、制服の上に、華美でない防寒着を着用してもよい。校舎内では脱ぐこと。また、防寒着は、かばんの中にしまえる程度の大きさのものとする。
- ・ひざかけ・カイロ・ざぶとんは、年間を通して許可する。

身だしなみ

- ・染色、脱色、パーマ、そり込みなどの髪型にはしない。清潔感を保つように心がける。他の生徒に威圧感を与えるような髪型にはしない。整髪料などは使用しない。
- ・衛生的な側面から、前髪は目にかからないように、切るか髪どめでとめる。肩より長い髪はヘアゴムでくくる。髪どめはヘアピン、パッチンピン、ヘアゴムとする。髪どめの色は、黒・紺・茶とし、ヘアゴムの色は、左の色に加えて透明も許可する。
- ・化粧や化粧類似行為（アイプチ・カラーコンタクト・エクステ・マニキュア・つけづめなど）は不可とする。
- ・ピアス・ネックレス・指輪などのアクセサリ類（鍵用の長いチェーン等を含む）の着用は不可とする。
- ・まゆ毛は過度に剃ったり抜いたりしないようにする。
- ・制汗シートは無香料のもののみ許可する。制汗スプレーは、周囲の迷惑となるため不可とする。
- ・リップクリーム・ハンドクリームは、無香料・無着色の薬用のものとする。
- ・日焼け止めは、無香料のものとし、ファンデーションを含まないものとする。スプレータイプの日焼け止めは、周囲の迷惑となるため不可とする。

【「学校生活の基本」は、生徒の実情，保護者の考え方，地域の状況，社会の常識，時代の進展などを踏まえ、毎年見直すこととする。】

